常磐居

源語自抄

常磐居印

○西條本

むらさきこのかたにかきまぜる硯をかくしたるもの

紺地金泥ノ中ヨリテ書シ経文ハアレドモ紫紙ナハシラサリシニ源氏

ニ〻トアリ○むらさきのゆかりにそ尺古ヘノ紫紙金泥ノ経文モ世ニノコリテ有モ

ノニ又同き紫ニハ墨ニテモ書ヘシ○紫上紅梅ノ服ハ又キナカラ二ハ二キ色

ニハアラテノ紅ウス色紫紙ノヤギリオレルヲ律ニ看ストアリ又三条予見記カク

ル、袖ヲトアル迄ムラサキ紙の中ヨリ硯ヲ彼ノ時表ニアレ

シ陰氏ノ文モ紫ノ中ニ〻テ矢ニテ蕊ノ花ニツケラレメリ

四

紅梅ちらみの日と年ものくれはあやるうるまくりの日

のけかまくあるそ

偽とへハ文ヘのるうるあとはるとこのあり○あるとこ〻〻 ふの日も

あるあのはるみるうるのをかとるうるのるあのるとし

[illegible]

[illegible]

居ノ変也トイフハ北ノ神事スルヨリウツリテ精進ナトシツヽシミ居ライフ [illegible] 世のきよにこのゝしの [illegible] 精進
雪斎スルミテ いこゝろの [illegible] スルナルヘシ 及斎時往ヽ肉鏡笑 かゝ [illegible]
[illegible]

たきしこのゝしらて [illegible]

孟 [illegible] 経文ニも [illegible] 及菜 [illegible] ナトアリ

世のゝ [illegible]

世ゝ [illegible] 身ノ第三ノ威徳威光ナトノ [illegible] 立花ハ梅の花ナリ
[illegible] 白ト第トヲカネメリ

雨とと

[illegible] 雨ヨノコトニイヘリ [illegible] 諸洋雨催トスルハ誤レリ [illegible]
[illegible] 雨 [illegible]
[illegible] 雨 [illegible] 例況
[illegible] メモノ及トイフヨリモ [illegible] 説ヤフベシ [illegible]
[illegible]

○俳句　河茶屋

[illegible]

柳ノ枝ニ納メオキタル具トモヲクシケツル時ハ世宮ヘサマ〳〵トリウツシテ入レニセ用ニ猶ヒテ取ニ立ニ乱レ〳〵デハリテ有ルヲ見テウチミタリよろつたへし

〳〵の市そき物も

種〳〵薫物也君ハ梅花夏ハ荷葉秋ハ菊花冬ハ落葉又墨ハ竹花佳

茶店　薫衣香　補闕香　石和香ナドハ数多ノ方アリ皇モ雅要抄ニノハシ

〳〵ハ〳〵のこのてらくく

玉

冠ニモセヨ何ニモセヨ物ニシテ紐ヲ結ヒタル形ニカサリニ花ノ作リ枝ヲ花心ヲ心葉トイフリサテ何ニハソレヨリ秘リテ必シモ紐ヲムスヒタル形ナラテモ物ニナル作リ花ヲ立ルヲモイフリリモ〳〵心葉ニ右ノコトリニテ一カヒナキ物ナルヲ諸抄ノ説サタヤナラサルサマニイハレタルハイカナルコトニカイフヤン

[illegible]

[illegible]

一二ノ句ハ如君御ケ[illegible]ニテ下リ玉フ時大地殿ニテ天皇サヒシクシヲサシモヒニテ二度都ノ方ニ向ヒ玉フ[illegible]ナレトイフ定シル勅沼アリ

○ [illegible]

○ [illegible]

○ [illegible]

○ [illegible]

○ 正三位

今ノ世ニツメハニテハイカナル御位ニシリヤウメシ

○ ことのあめを

花

金田子ミ〳〵　明

日後八位下巨勢朝臣相覚屈伸ミ〳〵ハ紀生之用材人名ニシ

○ [illegible]

為ハ[illegible]

あのもの[illegible]

（[illegible]）

（[illegible]）

（[illegible]）

○雷女ト

○雷鳴ヒ[illegible]

相撲ヲトルヤウナリ

○いとけなきわらべどもの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○さんてき

細井ヒリサレタルヲ[illegible]ノ事ニ[illegible]居ノイヲノ事ニ此ハ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

世ヲ心ヱトイフコトノハヲ有タル語ニ僅ニ三ツ四ツ[illegible]トアルモ世
ヤ事ヲ離別セヨトイフニ中

○ものもらはるるもの[illegible]

○さんもらハ[illegible]

古事記ニ石仕フ男ノワラハヲサシテ主人ノきんたちカイ人アリシカレハ世ト
イフニ日シ語ナルヘシ尺　○ヤゲロフ日記ニ此汐多シ

○大屋ノ[illegible]

[illegible]

○白馬茅屋

白馬ハ正月七日ニ行ル事ナリ之世日青馬ヲミレハ年中ノ邪気ヲノソクトイ
フコトヨル礼記寛平中記裏ニ曰伊馬数二十一尺礼記曰以青馬七足然而用
二十一足有三七之義也三ハ陽之義七ハ七日数トアリ江次第件ノ馬心二十
一足也毎年左右寮各十足進之其残一馬献之餞馬陽年而寮
五疋進之ヽトアリ○アラウマヲ白馬トカイテ故実也トイヘリ　万ノ世　水鳥乃可毛能羽為　伊呂乃青馬　家布美流比等
波可藝利　奈之等　伊布コレヲ始トシ　国史延喜式ニ省青馬也　白
馬トセラレシハ世後ノコトナルベシ又礼記月令ニ孟春ノ月ニハ天子居青陽
左个乗鸞路駕倉龍載青旂衣青衣服倉玉トアルニヨルトトミエ
ルハ必青馬ナラデハヌヤウナリ也

○[illegible]のつゝの後あり

[illegible]二仲月試トシテアリテ擬文章生以上ヲ

試テ秀才ト試ハ進士ニナシ王ノ試ノ歌ノ学令ニ秀才試方畧第二條喜歌
集解ニ云周多聖而賢人世々如何又聚多早世盈碩長寿ヌヽ又稱
ノ中ニ仙歌聖之事ノ若ナドアリ進士ハ凡進士試時殿第 初時殿者
陵國之要都也 賜令既庶又富其術如何之類欲ミヽコノ若ハ一日
ノ間ニ申也

○川ちかくあるよりて池よとうれのもとをづりげ
放島試ニ云自然の徳ニ感ぜ
られてもとをちかくあき山を移りをすかをれて高の宮名
をちかめ、ふミコレハ試ノ人ヲ舟ニノセテ池又島ナドニハナチカキテ詩ヲヨミ
ラスル也人ニ相陵サセシノタメナルベシモロコレモヤハル例アルヘシ

○雲ゐ高くそおほつのなれいはつよ琴ともめ芝ゐ
ちのしたのおもしかさゝのもとにの茅よ高てもとんハ
俗のおほきゐもしなりのみ。さらにさ。ケめもぐれをそ

ゆめつうしをもとをとんうをれ。さゝこの
の事又あをうをあれをそをあをとをて。つぎたしさく
ら人。日おあるさうをうきくをとなこの山の山のをうう
よこうのこがをもをあをておのうをあをいをやをとめ。

[illegible]
[illegible]
[illegible]

イヘル而ニいうてとゝ[illegible]みをそゝ[illegible]て後のてめ[illegible]ゝみ和を[illegible]ゝ[illegible]ものもつたい
ちにのうてとゝ[illegible]ゝかどいのめれと京いたゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

奇馬

屏廊

濃紫和
紫苑也 西施也
裏青
赤ク千葉ニ桃子
ニ紅ヲサセタクル也

○わうせう上

○尼君もまたこれらのそのかたちをとりてこれらのことをたのみてはの世をいとはやうなりけるなるべし

ふるさとの風 細 耶輸多羅の國より移りきてあり必あるの約よ
阿羅漢 尺 ヤユタラカフクチノコトニ此考何ニヤシテネドサル知モアル
レヲ以テコヽハ素シトモエ相尼君ハカヒノ行ヒノ善種シタノミノ後ノ世ノイヲ
思ヒヤリテ居ルヨイフ且入ノ方ノおノ文ニアキニカナルホニテニタタイメンハ有ナレト
ヤキレヲ云フリノ一言トハカケリ

○ほのかなる少位をもよりたちぬ乳母をもよりたちぬ
乳主
トハ乳母ノ子ライフナリ乳ハモト其子ノモチレバ之ニタ乳母子トハ乳
母ノ子ヲスベテ其也ちめ一トハ一人ニ限ナリト大人母ニ待ニモアリ

○まもる

鞠 和名抄ニ左声切負ニ音鞠 字和作 音匊 鞠和萬利 以韋裹盛糠而蹴之ニ

○蹴鞠ハ侍ヲ弾碁賦序ニ漢成帝好蹴鞠（此間云吉利古曲上音手毬字亦作蹴公手偽住ニ蹴鞠必足迮蹈也）○劉向別録曰蹴鞠黄帝所造本兵勢也武ニ起於戦口時古人蹴蹴以為戲○寺鞠（俗本利）日本紀ニヨメリテ皇極ノ三年ノ三月ハ四月ニ美ナルベシ書門○同天智寺ノ槻ノ木隆ニテ天智天皇大臣鎌足入座ナドハ蹴鞠アルヿ紀ニミユ○古今著聞ノ蹴鞠ノ免遊ハ前庭ノ壮観也文武天皇大宝元年ニ始リケルトヤ○同細上古ニハ老長ハ蹴鞠ハ野蹴アルナリ成通モ不満五十ニ迄蹴ルナリ頼輔六十七ノ歳上鞠セシハ一段ノ一人

○かるたの事

○同朝候日高冠額抜（訓ハ）

○梅の花（直衣青白裏藤芳）

○（神の稲ナド）

○かるたの

貓　野王按貓眈朝及俗作猫和名祢古麻

かゝハホメタル言葉「かゝ」ナドノ類也

○（ホトトギス）

（紅梅）

梅の初花

猫ノ子

（フツサリト）

[illegible]

○つくしのかち

細鞠ハ三月用ル之ハ椿ノ葉ニ合セテ餅ノ物ニアヘツラヒケテノツミタル物ヲ
鞠ノ所ニテ食スル也コレハ国由ノ二月ノ比ノ事ナリ桜彼
ノ雪花ノ時ナドニ用ル花ツバイ餅ヲ鞠ノ所ニテ用ルハコヽニモトヅキヲ
ル歟ノコトナリイツニテアルコトナリ細ハ比ニイヤヾ之

○からもの

干物也古キ文ニ千魚千鳥又ハ海松ノヒキボシナドヲスベテカラモノトイフベシ

○[illegible]

仲今場鶯ノ之和名抄ニ陸詩切韻云鶯ハ鳥名又楊氏漢語抄ニ春鳥子宇久比須春鳥
也万葉集ニ春鳥トヤキテ鶯トヨメリ

○[illegible]

阿呂鳥ハ箱鳥ヲ式ニ白鳥ノ異名トス海中ニ[illegible]
[illegible]
[illegible]

はてとモイヒナスベキナリ其ゆゑ〳〵トナリテ物ヲ喪ヤウナリトテ〻ぶそ〻〻ト云
如リクウシ子鳥ヲ愛ノナラハレシニテ和語メキテくこゝろトイヒナセンニモ有べし花しばゝと
名トハ良ノ俗語ナレバ菊紫ナドニハ美之且因為二名ノ四ツ五ツモアルモノ也ヲレ
コレモソノ事カマメタル仮ニ容鳥黒鳥鶯鳥可保等利ナドヤキシハ皆字ノ訓
ト音トヲヤリタルヲ字ニ付テウツリシキ鳥也トイフハイフニモタラズ杜若ヲカホ
ヨ花トイフニ俗既ニテ物ニモ云ズ

榊ノ花俗語ヤウヤウ

○ちのこうちよさしとそれてこうきのゆふことをみてうてこ〻〻
いこ〻いうこ〻ろ〻ろ〻ろ〻ものやつのこ〻ろ〻ろ〻ろ〻ん〻ちこ〻ろ〻ろ〻ん〻
らしあやなく〻〻ものをなこうあらしこ〻つふちとこ〻ろ〻
あ〻こ〻ろ〻をあ〻ぬ〻ま〻こ〻ろ〻をそれとも〻ろ〻ぬ〻ま〻きこ〻ろ〻あ〻ぬ〻ま〻ぬ〻げ〻
ぬ〻ま〻ぬ〻げ〻

○ちどこ〻ろ〻ぬ〻ま〻こ〻ろ〻あ〻ぬ〻ま〻ぬ〻げ〻ちどこ〻ろ〻ぬ〻ま〻こ〻ろ〻
ぬ〻ま〻ぬ〻げ〻ちどこ〻ろ〻ぬ〻ま〻こ〻ろ〻

ゆゑ
ゆゑ〻〻〻

東王公、檍像者非是、神代紀特勅天鈿女曰汝是目勝於人者
宜往問之。○沙目ハ
ミ[illegible]ニテ是ヲ用ユヨロツノ事ヲヲシヘカスルナリ這手ノ
ヤウニツクレルモノ〳〵

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ 世間[illegible]モ毎ノタメニ手ヲヤラ法衣足ヒヲ書タ[illegible]ハコレニナラヒ
三人ナルベシ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ [illegible]

[illegible]

○ 可谷留半生第萃集 孝後 又[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ 七信の法法[illegible]

七信 海作 法作 咒願 三禮 唄師 散華 堂達

○ 夕の寺[illegible]

夕の寺 細 [illegible]

[illegible]

目の家

[illegible]

○目蓮の仏ちのきいとその方うせさせたまひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
経巻差
[illegible]
目蓮[illegible]
[illegible]

ちうる盂蘭盆経ことゝり

○幻

[illegible]名の奇異之 サテ大[illegible]
[illegible]
幻ハ 説文相詐惑也 增韻妖術也 今呑刀吹火植瓜種
木之術皆是ニ 春云 相坪巻ニ玩ニイ入リ玄宗ノ揚妃ヲシタ
ト幻術ヲ使トセレ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

花鹿[illegible]宣中花開必重頂帳繫被樹梢置諸花間

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

紀事ニ菊綿侍ニ今日喝門師酋大黒糸埜祝種菊花
於常御殿之前明朝宮女ハ取綿使掌階下菊花是謂
菊綿又祝衣綿也傳云菊花神ハ児之衣領之内無疾
病故節後領賜之云々

○[illegible]

[illegible]

長根寄魂魂寄来夢不入

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○同のもとゝ[illegible]

同 [illegible]倶恐且吟黄[illegible]海知我白[illegible]独信居唯[illegible]左年
[illegible]一濺故人文 [illegible]天元女尹集[illegible]

○同佛名もとゝ[illegible]

同 文仁天皇[illegible]亀五年始之[illegible]見官東事類仏名経紀並礼一
切十方三世諸仏三[illegible]苦息口豊民安の是[illegible]三ツキテ終其
主ヲ祝ヒテ祈ルナルベシ
のゝ[illegible]

同 錫杖經曰錫杖亦名智杖彰顕聖智也

[illegible]のまうをはつてさうつきたとうのの作[illegible]
[illegible]

壁中仏名[illegible]二夜ニ柏梨ノ御[illegible]トイフコトアリ昔[illegible]中ハ和光[illegible]

以根津岡柏梨庄寄左近府宣酒料[illegible]左近府ニテ勅[illegible]又終テ主ノ年仲ト杯ヒンヒテ[illegible]

[illegible]ものなやらうの[illegible]
きことやまのさをさをさをせ」とも[illegible]
ることを

[illegible]

○白[illegible]

[illegible]名ハ世中ノコトハニ例ノ世人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

如佛此夜滅度如薪尽火滅　法花経

[illegible]

江河井書記之季内侍殿春姫二季ヲ請ジ給ヒ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

かのうんぜんの野で寸世の自らを文

細 夫品経三十七八十随形好ニ四十二者毛孔出香ニ第四十三者口生
毎上香ニ 三聖徳太子夏一抱太子数月懐香 異朝有例
聞ク所異抄太子ノ元亨尺書ニ異朝ニハ宋太祖皇帝諱匡
胤洛陽の夾馬営ニ生アリ 異邦ニハ宋太祖皇帝諱匡
一月之内在母懐胎ト云々

前 西東百芳作物 老菊衰蘭 西三蕉 千天

のかの和尚の和歌ものもとの花のあるとを
如何ぞ さとりの つきなすめる 花の色のもを
ものもとの花のこころ はるかぜ
いたて 笑ふ すたれ ちと
のかゆみのうつりあるしのまくけ ちなを後あて ことんてとまるを

うつるまい 正月賭弓事ハテ、後方ノ射ヲ宴シ玉フ ライフ
新 ホ 左右ノ射 四府ノ舎人ノ射也
ロ すけ方ハ中ヘ立ニ立ヒ ドラザル例

きくの事 桜中納言 大きなる方ありとて
のるとて 又なるとて 大なる方ありとて
宣 ことのちうしゃ 大なる方ありとて
ようききて 大なる方ありとて
正 ものの ハ ものの
ロ 京のうちうちの
此度ハ 陪ノ ノ
中ノ ハ 垣下ノ ノ
ノ ト イ ヒ ノ
ラフノ ノ名也 今モ

宴ノ人ヘ 府ニ井テ 主ノ助シ 客人ヲ足シ
ハ 中ヘ ト イ ヘリ 古言ハ井中

二強ヒルヲ知ベシ故ニ此歌ハ作者ノ居ノ時代ノ作ト知レ
メリコヽニ歌ノ下句ハ付音ニモイヒツルカヌカトノ文ニテ句下
ト有シラ後ノ下書ニヤ

ちかとをけちとてをすてゝ　ゆくりなくもとあるあたこのよ
ひるの紙をめくちうんを風ふるまゝ　梅のいとはきく所ふらん
そのあたりの匂いのさとをしれらん　何のやぬのかをのとうの
とをしるてをやされてゝ　ゆくりなくもとあるのゝ　ゆくりなくもとあるのゝ
めなどゝ　やをとあやをてゝ　今をとうきゝ　後をれとかをとをけ
ゆくりなくもとあるのゝ　ゆくりなくもとあるのゝ　ゆくりなくもとあるのゝ

テカノ宮ノ御ヲ信リヤセルヨリ此考ノ年ヲバ立ベキ也 薫君二十歳ヨリ廿二歳ノ冬ニテ之細流ナド諸抄ニナル所ヨリ廿二年ニテトセラレタルハ一年タカヘリ 然シ此考ヨリ夢浮橋ニテ十考ヲ宇治十帖トイフ宇治人宮ノ姫君達ノコラムネトシテ書タレバ也。今物語ニ宇治ノウハリクノ宮ト申ハ相坪帝ノ御八ノ宮也 即母ハ大臣ノ女ト見エタリフノ由オノ冷泉院御子ノ春宮ニシ〳〵シ時朱雀院ノ母后大后ト申侍ルニシ〳〵キ此后ワガ御孫ノ東宮ヲ冷泉院ニ引コサシ玉ハンヲホイナキコトオホシメシテセメテノハヤリコニ此八宮ヲトリタテ〻モテカシワキ玉ヘリケル ヲ此六条院ノ御イキホヒニオサレ玉ヒテ其ノモトゲズナリテソシヨリ六条院トモ此八宮ヲ中ハツ〳〵ヒクナラセ玉ヒテケレハ中〻ヨリ而ナリテ年月ヲオクリ玉ヘルニ京ノ御家サヘ焼ニシカハ宇治ノ御ト云処ニヨレアル山里ノアリケルニウツロヒ玉ヘルハ宇治ノウハリクノ宮トハ名ノミ侍ル也 昔ノ宇治稚子コヤカニ位ユツリテ宇治ニコモリ玉ヘリ此八宮ハ御オトウトニ東宮ヲコサシテ宇治ニカクレ侍ルノコトヤウナレトソノホイヲトケスシテ世ヲ宇治山ニ名ヲノカシ侍ルソノアトアヒ似タルウヘニ

二兄君ノ間ノ子ナレハカタ〻〻宇治考トハ俗ニ侍ル也 花ニモ宇治稚子ノ子ヲ委シク引玉ヘリ日本紀ニヨリ玉ヘリ 玉ヲ○八宮ノ御父ハ惟喬親王ニ惟仁ル也 冷泉院ノ御世トナリテ世ノハシタナメラレ玉フヨリ似タリ又宇治ニスミ玉フハカリ親王山野ノ山里ニコモリ住玉ヘリシニ准ヘタルナルヘシ 薫君ノトフラヒ給リ玉ヘルモ業平ノ五ノ君モヤゲアリ 菟道稚郎子ノ御ハナラヒヨシナシ

細 宇治ナ帖 或ハ或ハ女ハ或ハ或ハ 此三ツ筆トスト其故ハ文体前ニカハレリキアカ筆ニアラスト師説ニ用之文体カハルヲ以テ此カ筆ノ妙ト可ハ知ベシソノ上ハ時四代年七十年学来ノコラカケル上ニ其間ニハ人ノ汎ワヒナトモ不知シテカハリモノカリ事代ニナル筆ノ様ヲアセル也 花ニカカ筆ナルヘシト釈 此宇治考トハ文ノ格子ノ考ト云ヒ人ノツギテノ書ル三ヤトイヒ 又相坪帝ヨリ代ヲ四代ニテ七十年保リ移来タレハ日シ本アカ筆ナシドナル心モテ文ノ格ヲカヘル釈ナトヲ流アレドモ此ガ後ニカノ考ヘキ人モ見エサレバ拉同筆トスルハサアルヘキ也 然レ共 特代ノカハルヨシナラハオノ

考ヨリ例ヲ三書カクヘキ又ハ宇治三郎ヲテ例ヲンヘキヨシモアラネハ何況
ハヨリガタシ今強テ古モフニ化元原氏ノ物語ハ紅葉ニテ終リ故ニ初メハ
コヽニテ筆ヲトヽメウラヲ拾アカヌコヽチスレバシバラクアリテ白雪紅梅
竹門三考ハ書ケレトモ才三考ハサノミ心モトヾカヌユエニ宜ナドノ書モ
又文ヲヽモ筆おりクコトバセハキ也其後年月ヲ経テ二メリモヒ紀シ
テ此宇治ヲハ書ケレトモ其程久シクシテ筆ヲタテメレハコトアラタメリ
テ以前ノ考トモヨリモ中ヽ筆フトリ文モヨロシキ成ヘシ若又召モ戸カ
スヘルトセンニモ初ノ考ヽハ心ヒロク文モユタカナリシヲ中ハ乱ルコロヨリ
ヤウ〳〵ニコトノサヽホセクナリモテ来テ書ホソニ成メレバ今ハ二タ立カリ
ハヲカ一テタシヒニヤンントテカツレバコトナルヤウニモ半ユランカシ

よづきすき

戸蓋一鶴すはニ多証すトカケリつヲニゴリキヲ居ニテイラフ乃年若イ者
ナトイフニ因シキ語ニコヽハタノシミ所ナリナリ行ナリ

○聖ヲトシ君ヲ〳〵ちへ〳〵つぎこうどそうれき海ヲ〳〵つまて

孟篇突 篇 篇ノ字くの字ヲ本ヲ〳〵て 梅年刑ヲ仁ヲ本ヲ〳〵
人の篇ヲ〳〵ヲ本ニ〳〵ヲ〳〵て篇後ヲ〳〵ヲ〳〵
ヲ〳〵ヲ〳〵ヲ〳〵ハ倫後ヲ〳〵ヲ〳〵ヲ〳〵
ヲ篇ヲ〳〵ヲ〳〵ヲ〳〵

○年比為ちらすやを[illegible]
をかしつき陰せんさつよ[illegible]
さやいとうとうとう

さて姫[illegible]
マサス直長シ[illegible]
見エタリ

姫[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
めや

中君
○[illegible]
[illegible]

[illegible]守ヒトヘラデムナシクアルライフ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○[illegible]

元

優婆塞ハ梵語唐ニ親ノ近夏四ト人リ給ヒ仙ノ法ヲ行ル人也仙ノ四郎ノ者一人ニ[illegible]役ノ小角年廿二ニテ家ヲハナレテ葛城山ニ入テ藤ノ皮ヲ衣トシ松ノ葉ヲ食シ孔雀明王ノ呪ヲ唱テ鬼神ヲシタガヒ五リヲレヲ役ノ優婆塞トイフ山伏ノ行ハコレヨリハシマリトナ[illegible]

○[illegible]

河ヨヒヨリ曉ニテノ月アリ明トイフトモ然而メヽ朝ニデル月ヲアケ[illegible]コレモ秋ノ末ツカタトアレハ九月下旬ノコロタルヘシ[illegible]ハ十廿[illegible]ノ後ノ月ヲ有明ト云フ一説[illegible]

○[illegible]

○橋四下　うちゆ一

やなのうけ

和名抄云文字集略云磯道　土輦反上声之重濱
濱岩抄云府手力加介知　山路　岡道也下ノ
奉ノ字ハ[illegible]ノ字ハ[illegible]ノ字ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]の知ハ位を左府神のゆうきとゆひ伝ふるコレラノ後世ヒガコト
〜尺古を集こちのそ[illegible]ひめとをいとなきこ和ナレハ一万葉ニ愛嬬ヲ川
ひめとも川ふつ万とまうめる三日ニリテ[illegible]ハ愛也妹ハ川ヘト川へきと
古今集ノ後ノ本張リテ[illegible]ト力ケんんでシ橋ノ元ニハアラズハ
ルラ後人伝ノ作リコトシテハ[illegible]神アんナトイフヨ

○[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

○うちつけにとゝろきたる心のいとあらまほしかるべきことなれど
そのひときちとゝもすきて思あまりて剛ん所をとゝのへ
さたまりぬ

松ちあはれてさうまんこと

崇神紀温ヲアフレトヨメリ 左傳よりとりたるなるべし
さしつけたいうちとゝもてくるのそも松ちあはれも此時
ノ言葉アラズ

○新カ さやたに行ちかくなりぬるほどのうぐいすのこゑをきく
ゐるぬいいれうとゝもなきなるを中ごろうちまりぬあるゐをえ
ちいうとゝもきてをあれて上とゝもをうつさうきゝ
ほとゝきすうとゝもの所をゆいうる彼岸のふゝつきをう
あるゐもあるゐゝ笑ゐ侯

唐浮線綾 ウケ織物之

○組緒

さるゝかるゝことをみちのくるうこゝをあるつゝ
やゝきるのあとのやうゝとゝもそ

○松本 此のやうをとゝもゐるゐるゐるゐるゐるゐるか
ちゝき

をあをとゝきゐてとうゝもちきゐゐゐこゝをゐしき

蟲 シミ 蠹

しゝとゝ虫

和名抄衣魚 本草云衣魚一名白魚蟫 音淫一音覃 和名之美 爾雅注云一名
蟫魚 上言 衣蟫中自生出也 白氏文集十四 紅牋白紙兩三束
半是君詩 半是詩 但年又展徐郎病今日閑看注蠹魚

○うきぐさ二

白き
きぬをいとよりてしかのこまきさん
たかとをとこ和みほうこうきあれハ
ものしんかのおるこえをきこん 所をこれをこそ
しみちをとをもれかあるこ
てにをよかてあこ花をあ花ら白

さこうきいさえををこ和の
ものの和をくんをもうれ
陸奥
辛崎 かこんのげの和ふこ花 ぬまあ三望ちこ

○ものかをは子をきををこ花をこ花たる花のすの
うこも和ろいこ和のうこ和のるしこみをこ
さるこふ はちこ和の和こりちうらをるちと

河
蓑花 蓑雨之重畳初之行路立重岩煙嵐之封巖吹
俗名 閑古鳥 ほとゝぎす 和名抄 ホトトギス 本草アリ 説文白
ノ口ニヨウハ九ヲ死往因 重拠 ニ 鶯ヲ 鶯ト云トアリ 下界
花
かこきこきこのいこ口ハ鶯ノカラスこ シカレドモ 妙和沼ニ 鶯ヲカサ、
キトこりかここきの鶯ヲ 鳩ヲ 鳥ヲモヤキ 又白鶯ヲモ
カリ也 多度山ほかこきこの こ花やいこうこ花をあをこ
こきこ子の この花こ子 和ハカサギノ色ヲ白キ物ニタトヘラレタリ
和俗カヨハレテ可用ニ ニヨウ忘草ヲ萱草トイヒ又忍草ノ三大
名ヒイフガ如シ

○ふ和月をありてれの和をこ花ちこ花ちこ花ちこ花たちの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○鬼やらひてんまつりあるゝことのやとりとなすなり

元

[illegible]

[illegible]

江海船山杜事の所行和三年武庫郡の杜子三右衛門食人を
則ちかの[illegible]日廿三日[illegible]

元

[illegible]

蒸狗ことゝなしてけり[illegible]

○事[illegible]

も

日本紀日本武尊化白鳥陵出指倭国而[illegible]之[illegible]臣不田以開
其棺而視之明衣空留而屍骨無[illegible]臣其[illegible]

菊寿しりとあり

孝武皇帝曰吾聞黄帝不死有家何也或曰黄帝已仙上
天群臣葬其衣冠　史記

○いやめの小さき

菜本のかたちの菊のごとくいやめよりやれよりかゝるよりかたちも
ちかれ　源ゲンジ物語目ツキヲイフ書

○めゝ

嫌ゝ〳〵ノウラミテ利心モツヲ〳〵ヒキアリサニシテ也

○ヤマヒクノ[illegible]

一ツ嫌病[illegible]半歌　[illegible]人　[illegible]

世業ノ白玉八世業ノ白中ニハ世ヲ[illegible]

[illegible]

時ハ[illegible]ノ鳥ノ声ニモ優リ信サセテヤナレキラ董ノ如此ツレナキ心アル忍
事ヲ知メルユエニヤアラン上ニイフ如ク物ノ哀シレヲ又人ニモアフズナドトリ
[illegible]

○さ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

つくしてあつまるとも

○歟経如弱水之人急須偏救岸上之人何用時者　又自害者殺生之
匹一也さてかなもくをうしなはれハ見位ものうとてつ

ふかく　ふてはとのうてそうもいたのうもをうの後ハ

孝世をとこいもうとこうもうもうもうもうもうもうもうもうもうもう

いれのうもうのうもうもうもうもうもうもうもうもう

尺うつをハ空石　花貝ノ字ヲイヒテ貝ヲ書キテイヒル尤也　石人丸死テ後ニ
妻ノ死ヲ聞テ石人ハ石水の貝ヲ書キテ有トヲヒ侍ハ
事ハ和名抄ニ尾蹄ヲ和名抄ニ貝類ニ云ヲ引ハ
空尾蹄ヲ云ヲ尾ハ　○ウツ抄ニ身ノチキ見ヲ引ハ　魂ヲナキ人ノ身ノ沉
ミタルヲ思ヒヨセタルヨリ　○ムナシキ形ヲ　トヤレタルハ　イタツラ

○かの　ちいさいの　○羅屏　○ちいさいの　○ちいさいの

ちいさいの　○ちいさいの　○ちいさいの　○ちいさいの

班屏也　花　班屏帯　四位五位人常用之公卿服若鳥屏帯語
闌班屏ナリ　此帯ニハ名物有也

○四十九のうちに　○ちいさいの　○ちいさいの　○ちいさいの

花
字伯夫名抄後ノ時メサルヘ例ヲシヒ　又ハ中陰ノ仏事三十
僧侍七人ノ定位七僧ヲ　中僧ノ内三有ヲ
○六道罪密モシハ六道ニカテ　ナコナハ、カ

ちいさいの　ちいさいの　ちいさいの　ちいさいの　ちいさいの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年号月日を九條中氷右記四月一百書九月世日ニ九條中宮氷六月
日四顆六七月六顆 以小顆為要 海二石二斗
仁德紀曰六十二年 額田大中彦皇子 極世前後也 [illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

○繪用　四

さいごうの物語

さいごうの物語りうそいりうきんをきるわの人のしたぞんと

とうしまする

在中ハ業平朝臣ノ子ナリ　河原親王ノ五子也　貞観中主右近衛中将元慶中歴相模国守　卒年四十六　在原姓ニテ中五ツ　ハ子也

世俗在中ノ中将也　サテ伊勢物語ハ業平イラモハラトセル物語ニ昔ハカクシテ人ヘシサテ伊勢物語ニ琴ヲシラルコトナシ　ロロニ在大和物語ニトアレド本ハ同本ニ出シ此コトアル号本昔ハアリシナンベシ

自注

そのかの人のとは相手をほのめかしたるなり

の時天地人の事ことのくさくさにてらしまぜて

うのかのとまてくさくさにて歌ものるなり

ありとかきそうらうけちらとう

○ちうきやどよりいはきりあるとうなる

やれてりかけまきりあるみのてう

しあるくさみひそくつきの歌ども

[illegible]

[illegible]

白氏文集 九花帳深夜情[illegible]魂香及夫人之魂夫人之魂在何許香煙引到焚香処 此待ハ李夫人ウセテ漢武帝甘泉殿ノウチニカタチヲ留レテ方士ヲシテ尋ネ求メシメ給ヒシ香ノ煙ノ内ニ夫人ノ姿ヲ見エシ又 河又云 十洲記云 聚窟洲在西海中央 地上有大樹与槐木相似 葦葉香聞数百里 名為反魂樹 死屍在地 聞気仍活

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

二ハ勅定ヘ暇文ヲ出シテ其由奏聞セラルヘシ

花暇文ノ例

請暇若干箇日

牒依其変所請如件

以牒（沿病之人者 沿病ヲヨシ）

年月日　官位姓名

蕉

カ[illegible]（日[illegible]ノカツラヲ又ヲ）

[illegible]

倉帝

○[illegible]

冲今掛　若障事外戚公卿夫人亦[illegible]上自臨倩之夫人嘗被拘曰妾久

寢病形貌毀壊不可以見帝願以王及兄弟為託〻〻夫人曰婦人貌不

修飾不見君父妾不敢以蕉婚見帝（仰古昔蕉婚不厳飾也）上曰夫人亦一見我如加

千金而予兄弟官爵夫人曰妾已在帝不在一見上復曰欲必見之夫人

遂轉卿歔而不復言（北卿歔面而陽喪也）

倉ノ[illegible]

○[illegible]

[illegible]

花蛻ヘ出ノモヲケルヲヲ

[illegible]

○[illegible]

○奉養三ノ元八奉養又母奉事師長トイフヨリ出テ親ノ海ヲ吊フヲ

又潜シテハ沿ヘ人ノ海トフヲイフ柏木奉養ニ任セシ右ミ記カ[illegible]

[illegible]

蓋

○[illegible]

世の人のをさなき時はいかなる事にかあらんとこそ思ひしかどもいとかくはかなくてのがるべきものとは思ひもよらざりしかばいとかくなれるものとのみ思ひなりぬるこそ

○遺愛寺鐘欹枕聽香炉峯雪撥簾看

○はるかなるまでなきてはるばるとなれどかほがとりのしるべとみるべし

いかなるいとりまきけるとかとりとさ

○夢游橋　玉山名考

考名考夢游橋ノ詩ニ向ヒテ問ヒシ人ハ今何ヲカ思フ又ハ名考ノ名ヲ問ヒテ知ラズトモ又作者ノ名ヲ問ヒテ知ラズトモ思ヒ出ヒテ問ヒシ人ハ今何ヲカ思フ

吉野川内ノ名所也懷風藻ニ吉野宮遊覽詩ニ今日夢游し遺響千年流トアル下ノ詩ニ夢ノ字ヲ使ヒテコレモ夢ノ字ヲ使ハン故ニ夢游橋ト作ルナリコレラノ寄詩ヲモテ見ルベケレキヨキ和ヒニ人ノ拾ヒ集セシ和ノ歌ノ寄ノ一二句ヲ、ウチ取レトイフン料ノ題ヘ人ノトナエタリシハイヤミモアレ考ノ名ヲウハ右ノ名ヲミテ考ノ名ヲ考ノ名ヲサラニナキヲ世ノ中ハトアルニツキテ考ノ名ヲ知ラズトモ考ノ名ヲ知ラズトモ思ヒ出ヒテ問ヒシ人ハ今何ヲカ思フ考ノ名ニツケタルハタダ考ノコトヲサラニ思ヒ出ヒテ問ヒシ人ハ今何ヲカ思フトイフコトヲカイヅレニ

サテシカ此物語スベテ夢ノ如シトイフニハ必ズ有ベキコトブカシ、ハフルキ物トモニハ似ノコトヽシク佛フミトモ又モロコシノ書共周カ言ナドヲ引出テ此世ノハカナク常ナキヿ夢ノゴトクナルコトワリヲ示セリトイヒナサレタレトモサル方ニハアラズコレハタヽ此物語ニ書タルコトモラミナ夢ゾトイフヿニコソアレ世ノ中ヲ夢ゴトヨニ〔タルニハアラザルヲヤ世ケチメヨリセズ思ヒニガヘヌベシ

夢中は夢のわざうのくさ行ものとこそ知なく雅房物語

すよの中をのうき夢さらすなるまとろよ入こもの後日ぬとあ

りトイフリ

ちとあまの

沖を長紀五福神即唾花勢得曰腐狗癡奴　掘子房物集ニ

川の後ちさくふくちとんな　出後下　紀仁后世　帝ニの知れ

ちとあまつうて知てて知ちの知れ知れるをちとん

してく　ちの知イセやをちぬ知ぬとよの知ちぬくちの女

ちのれしくいそれちちくしのこしのちてちの世と

芳物語多度

玉ホ　玉殿ハ日本紀君ニ萬寿二年三月廿五日皇后ニ立る姉子崩四月十四日皇后ニ立ル前皇后姉子改葬トアル三見ニ葬リのちにちちくちくちるちて猶宮のちくちちちくいるちちの芳物語

とあれ後世ちちちぬ古物語ちくちくちちるちくし編原ちちんちる

まぎちちくれ　ちちぬこと

ちちのとうんとほう

玉家　商　芳有し

河生玉家毎等倫八十之子孫　日本紀玉之子孫也世代記ニ花実コリ

コナタニ四ツ見エタリ引ハ玉家ニ　ホ玉ハ玉家ニ　ホ玉家流トイフナルベシ

ひさぼう

細海原ナルベシ花ちちほちちちのちちちちちちちちちちの

ナトアリ　中今掛海生ナトニテ天ニ上リ　[illegible]

[illegible]

のりの御

[illegible]

中今掛ニ[illegible]　日本キ　坊南　[illegible]

[illegible]

[illegible]

みあらい

[illegible]　日本キ　主ト云処ニ先飯ト云リ　諸社祭ニ上卿ノ飯

ヲ催時ニみあらいつかまつれとハあるへ也

○下ノ君主

帝王在位の年を[illegible]

即位の[illegible]年を[illegible]

[illegible]

[illegible]

合セテ八年なるを九年とハ[illegible]

[illegible]

殿上の[illegible]

[illegible]

[illegible]

賜ル正月[illegible]　於[illegible]　対之四府公卿ニ下東帯

天子ノ伊父母ノ忌月ニハ忌ナト停止ノ事也

朱雀ノ帝時九月廿日の宮ゝ西京に幸ありて[illegible]
[illegible]物往ノ所ニ臺良沼兼五年正月[illegible]ハ踏歌の男女ありしに
伝て清涼殿の民ナ[illegible]男女ありて伝止あり

賭弓　うみのもの

西京の三賭弓　左　進　錢　進　紙　右　懸物　持　出給ふ　左十　右一　引　馬

馬出給ふ　東宮四中宮　相撲出女芸ス

人ゝ　人ゝ　つゝ　つゝ　ぶ　ぶ

人ニ　相撲ヲウクルヲ　つゝ　つゝ　ル　ル　ト　ト　ル　ル

ものの　ものの

出右記ニ長保元年九月十九日内裏内侍所猫産子　如是左右有産養
事　右衛門督　検飯納言之家ホ[illegible]猫乳母馬[illegible]内侍所[illegible]之高位事
也

此　猫

この　猫　人　ゝ　ゝ　ゝ

神社の祭礼に[illegible]
[illegible]
○[illegible]
[illegible]
[illegible]

先翰紙大間指白況太付況鈍紙伯爵指子

[illegible]

河伊奏南日上下二着白紫出九夜改白紫出後浮宮也
九年春月九云女子居各着白袁唐衣 袁唐衣

[illegible]

花廷長四年二月百皇位亮田乃殿内侍奉仕以陽大君前
陽 [illegible] 者アヒセ奉ル時ノ相ナトキコエタリ
書ヲ宣旨トイフ如ク典侍カネタルガ伊勢ノ二ヲ奉仕スル

[illegible]

[illegible]

若菜第下 十

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○つゆ秋つきてうつりかはるに花の色をうしなひて
　　紫
　　やうやうくれゆくるに花をとりあつめ
　　西
　　今ときはなる世にしたがひてうつりかはる中の花
○かぎりなくうつりかはるなかに
　　西
　　いろこそ
　　はなのもとのあるかぎりの枝をうつしかへ
　　西
　　庭の三月笹上三八片八ツ　庭三月笹玉八又　佐三月オクトイフニ日
○空はるかに時雨のうつりかはるに花のもとにふるとなれば
　　白氏文ニアリ
　　秋はなほ花のもとにうつりかはるに
　　注
○さきのこのもとにうつりかはるに注

前和泉ノ一ツ玉ツナリ　花ゆゑにうつりかはるこの花の前の
なのりをかはるにてものをもとはなれとも花のみをうつりかはる
ノ名ハニテヤキ名ナリ
○ものをもとはなれとものこゝろ　うつりかはるすがたにあるとなれき
ものゝうつりかはる
　　なほ花の色のうつりかはるに
　　西ノ廿三ニカリテ　時ニ春ニ春ヤタルガオトヤレキ
　　西
○年月をかさねて色ふかくうつりかはるこの
　　秋
○ふるのこゝろをあらためてうつりかはるすがた
○あきかぜのこゝろをあらためてうつりかはるこゝろ　花
はなれちるをきてなほ花ゆゑ　はなのあきをとゝのへなほうつりかはる
の意　注　はなのこゝろ

○[illegible]

○須磨中ノ上

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○日給簡

四位五位六位ナド冨命スルホトノ者ニ書ツクル冨也　清涼殿六間ニシテ簡ハ
朱幸枝　桂表　茅方祝　本末　置尾　鐶　白地　春冬有金幕　以上皇秘ガ
又防禦ニ拙日笘簡也　長五尺三寸　弘上八寸下七寸　厚六分半　表裏面　有大字銘
其下堺書　殿上人官位姓名　下位置位中上位

ちとせ
○ちとせのうへにたちのぼるくもゐのつるのこゑもつくしかものこゑ

○ゆきとまがうりやちとせ
ゆきとまがうりやちとせ

ゆきとまがうりやちとせ
○なきうけぬいのつるのこゑもちとせのうへにたちのぼるくもゐのつる

ちとせのつる
ちとせのつるのはねをかりてちとせのうへにたちのぼるくもゐのつる

糸宦

左右ちゅうあり大政官ハ二アタリ　禁中方ト大政官方ト西方ヲ兼且文武三タリ職員令系授法度又刑判大政官支ハ徳ナケシハ任アタキ官職ナリ何度ニヨラス大政官（申出ル）ハ糸ニツ関之サテノ大臣ヽ申出ル之武家ノ大目付ナドニモ糸ノ宦ヽ

原

いけるものをとりてちきりつゝ　いのちをつくさうけるこれ

さ五

ちうこめ　かちうこうてめをつのるれをこうてこゝろ

ていさこと　あはさらんといとこうてがそれどあけてそれはそと

恩

なうこうこうものいとこゝ　そうこめ　こうけうこうこうこ

京ヨリ十二月

ゆ五

ものをうりをこゝ　ほかのうりぬ　日ひきのこゝはれハおわうこゝさくこい

三月一日

てこうこさうの世をうこにの　海ニ　ほうつこうめうこうめ　ほうこうこ

申

ほうこをこいかこめんちうこんほうこをこ　おうこうこうこうり　お

コノ日無之

江殿

大

ちうこのこうこいこうこ　おいいこうこ　おこうこ　おこうこ

原

はかゝせにをこをかのこうのこ　ゆこうこれめ　あおこうこ

なきはこうこはの月　うこうこうこ　やこうこ　こうこうこ　ものこ

旦皆ヨリ旦ヒルヽ

つこうこ　ほうこのこうこ　こうこうこ　ものこ　これかこうこ

こうこ　ものこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ

○大和山城山ヽ

こうこ　ものこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ

こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ

原

おこうここうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ

つこうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ　こうこ

わこうこ　こうこ

西之海　サカノ沢トモニ　宇セ　海ニ　出事ナリテ　ヲとり　玉つハ　伊セヲ　発シテ　大和　治ヲ

ヘテ　難波ニ向テ　板アリテ　京ニ　心入ヨツナリ　サテ　旅ハ　三ニ　二三夜バカリヤドリ　玉

フ　風アリ　是ヲ　大江殿ト云　荒テ　松ノミ　ニ　三ルトニツハ　出事ナラデ　帰リ　玉つハ　イトマ

レナレバモトヨリ　假寝ニモ　有ユエ　年一テアレヌル

[illegible]

楚南三屈宮ノ故事ヲ引ケリ

三千里外

白氏ノ十月中長至夜三千里外遠行人トアリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かたのこと

和名抄 鎌モ待注ニ鎌 [illegible] 又言消 鎌也 和名ニ鎌 兼其絡細微

三月ニ欲鎌也ラシ三月雅ゆ[illegible]ニ四月ニ居物ヲハンヒ下襲居ルトミ上產

アノモ無文也ヤトリトミ物ヲウルハシクキルニ世ニ書ヲ合セ見ルニ常ノ絹ニア

ラス系ノホソクコマカニシテ[illegible]キモノトキユヱニモ夏衣ヤトリトツヾケシコシ

サテカトリハヨラヌ片糸モテナルユヱニ片糸也多於ノ及ヾセナレバカトリトイ

フ 惟トイフモモトハ片糸ノ手サキモテナレル布ヲイフシ思ヒ合スベシ

[illegible]

易事ニ入ワタリ物ナレタルヲイフ

益第下 二

[illegible]

たゞ〳〵

而琴之大曲也春〻角夏〻徵秋〻商冬〻羽土用〻宮也律〻寒呂〻温

尺世喜雅モイヘド本ヲ極レハ多ルヨシ 田畠ノ[illegible]アルヨシ也

[illegible]

[illegible]

花鬘書曰 師文之変易寒暑 孫登之感動風雪 調琴事也 琴書

曰師曠晉楽官也 上於琴能易寒暑 石尼而為晉平公 鼓之感雪

崔六下舞

[illegible]

くてやゝ女のるとうぬへてん

尺日本琴ハ唐琴ノコトノサヽ〳〵ノシラ（モナクテヤスキ様ナレト本ハ神玉ナドニ
用ルモノニテ唐琴ニハ張テ合スルヿナシハキト信ベキアトノ定ラネハ事テ
合奏ノ時ハ女ノタドリナレヤシヤ

○あるとき琴をみてとあのうたにうつうつ
うきめ　きうねの琴つゝ
玉小倉百首ニとて侍ゝ

○こゝのあるとのうきめ　きゝ琴
ゝちはもゝて

武記ニ四ヤヲシリモ年ノ表テ居ラヌヲ礼トセリコヽモ明ム昌平ノサヽナリ尺

○ふゝまちの月
細二月十五夜　中今和　ふゝまちの月　世ちり　四位ハ　ハ世ちり

ふれ　後拾遺　ふゝ　ふゝまちの月　ふゝ
ことを　つゝ　ふゝ　ふゝ　ふゝ
ふゝ　ふ

○ [illegible]

[illegible]

○ [illegible]

何 日本書目 藤佐世撰
琴経一巻 蔡伯喈撰 魯岡四巻 琴操三巻 晉黄陵相行撰
琴法一巻 琴録一巻 琴徳譜五巻 雜琴譜百廿巻 猶略

○ [illegible]

尺左手ニテ 盤渉スルヲイヘバ 遊字ノ意ニ 半字譜ニ 迂トヤケリ 中ト
書ハ 借字ニテ 笛譜ニヤケリ

○ 臨 [illegible]

尺 筆譜ニ輪又臨トモ書ケル手アリ此二ツハ借字ト足エタリ其実ハ於可形
但辰巳ニアツブ琴ノ譜ニ輪ノ手アリ是ハ右無指中指食指ノ三ツヲ汐戸ニ
ハネテ三声アルヲイフ此輪ハ右ノ手ノ口ザ遊ハ左ノ口ザ也是ヲ以テ思ヒ
合スベシ

○ごのしらべ

河 古ケ瀬 掩ケ(カイテ) 浦ケ(カタヤリ)里 水(スイ)宇(ベウ)廼 蒼海(サウカイハ)波 雁鳴(カンメイノシラ)調

[illegible]

[illegible]

人ノカタチノ愛メキ[illegible]ニスグレタリトモ佛ノ光明ノヤウニ項ヨリ光テ別ニ光アル物ニアラズトイフル也　聖

左

[illegible]

[illegible]

○初[illegible]

[illegible]

○女　平無奈ヲ乙ちとカリハ麻績女ノ之ニテ若キ女ヒトアリサテ玉小女ト妊ト両説ノ内女トイフヲ用ベシ女ニナルトハ女子ノ[illegible]ニナレルヲヲ男子ノ[illegible]ニナレルヲヒヒをなトイフハイトキナキ老タルワヤキラワカザル通称ナレ氏又童ナルニ則テ[illegible]ヲヒヒをんナトモイフアリコヽハソレ也

女ヒヒをん　妊　[illegible]ト[illegible]ハ同ジコト也タヾ平ト於トニテ若ト老トヲワクルノミ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

蛍

美ノ名ハ詞　[illegible]

[illegible]

ナトアリコレラニヨリシ也

[illegible]

沖

神ヲ引ツ身ヲ撕ツナドシテサナセソト心ヲ付タルナリ

○ [illegible]（トヒトシク）[illegible]（紙燭）[illegible]

沖

ウスキ紙ニトアリシヲクミノ[illegible]ヨリスキテ[illegible]

[illegible]ナドクツ紙ハイトウスキモノヘナル仏ノ紙ナドニツヽシケルニヤ

尺若ハ[illegible]ト有シヲ[illegible]ノ字義ヲカトアリ　[illegible]ハ沖ノ説ショシト

アリ唯[illegible]衣ノ神ノウスキカタニツヽメルヤトイフ説ハ理ナシ

河以蛍火見女例伊セ物語ニカノ至蛍ラトリテ女車ニイレタリケル

ヲ車ナリケル人ハ蛍ヲトモス火ニヤヽ[illegible]ウ[illegible]物語ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ [illegible]

第三 三代実録 德倉狭ト有ミクス玉之 摺の実時ノ花ナド色ニノ糸
ニヌキタレ自三ヲビ帳ニカリル也 萬葉ニ 五月五日ノクス玉ノコヲ橘ヲ玉
ニメリ日トヨリ
事文類聚前集ニ九月九日ニ五月五日 以茱萸囊系 [illegible] 者辟鬼及兵
一名長命縷一名續命縷

○ 競馬のあつづいのこと 十月五日天皇武徳殿ニ行幸 左右ヒ馬左右ヒ馬 [illegible] 競馬アリ

チツガヒハキニ射手競馬ノ結番ヲ記シテ奉ルトアリ勝負ヲキソフ
ユヱニ番ヲタツル也 手ナドハ射手ナドノ如クなり 係タルホドノコトモ
イフベケレド荷田主ノ説ニ競馬ハ始ハ馬ヲ立寄テ人々ヨリ乞アヒテ
走リ出スモノトイリコレニヨラバ人ヨリトリテ人ツヽ番フ方トスベ
シ下ニ手馬ドハシトイフモユヘン

[illegible]

[illegible]

○ [illegible]

五月三節 [illegible]
[illegible]

[illegible]
玉ハスベテ[illegible]トイフハアヤマリ
シトイフヘサレバ住吉姫君ノ
ハ意ミシキニテ其ニ二道ノ意ニテ全レルニ
テ有ラトラレントシタルトニ又後ニハ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ニ用ヰアリ
強ト異也

○手葛ノ物偽ノ玉ノ条　○始クルシメラレニ対ヲナス

きこえしの水もの[illegible]
姫君ノ上ノ恵
[illegible]

しのうえんちどど。[illegible]ゆしさをあぢ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

世物語ノ見ル人ノ目ニハ唯物ノアルヲモシルコヲ旨トヤキタルモノナリ御名德ノ附ニハ好色ノイヒシメナドイフハ大ナルヒガコトモ別コヽニ物語ヲミテハ心ウクトヤキタリ

いとそこなくこそ。一種

見聞モノ見ルヲ知。感スル

うにぬきんでたるまことあるまじきことなれど。

目オトロキテフトオカシキフシトツヤクル

書体ノ

ねどころ。ことのはのいとをかしうあはれに

人ヨヒセテ

ゆゑ。ものどもとれども。

顯

ねぬ。ハちるとも

明石姫君

ものいとをかしきこゑ。

物語ナトハ男ノ見ルヘキ物ニアラズ女童ノハヤナキモテアソヒモノナレバカク源氏君ノ宣フヨシニヤキタリ

なれ。

ものの。

ぬぐ。

ちと。

ものすると

ちぎりけ。

ものの。

糸右コヤキ者也

虚言トハ知ガラ左ト思テ心ウゴキ又有ヒレキフト思ヒナガラフトオカシク思ヒル心ヤウニナキナセルハ巧ミ

ものの。

ものの。

ものの。

（仮物語ナレバ）

（現在アルコト）

（異ナル也）

（ツラ何タラバメヤウシ尺）

（直文体）

（物語ヲ空言）

（空言ナリトテ物語ヲ雅シルル名ノユヘロニイヒ結ヒタリ）

（保ニキワトモテ正ニキ）

（「空言ハ有ニシヤブレド其」）

（方便モソラ言モ月レナガラ先心ハ通リ）

（イハヤ凡人ハコトヨリテハナドカ方便ニ）

（ニハナキヲフモ作リイハサラルトナリ）

（伝記ニ）

（方便ハ仏ノ）

（多シ）

（「ニ日ニシ」物語ニイフ）

（「物語ヲバヤナキ毛蓋ノ物ノ如ソ思ヒ氏」）

（「トリナシテ」）

（下ロハコレヨリモアヽ〻世原氏物語ヲヨシアリケニハヤキタレ氏）

（ニヨトハヤナキアダ〻ナリト早下レタル上巻ニテ業ヲトゾメタル）

（ヨリ味フベシ）

（「物語ブミ共中ニ」）

（源居守称）

（実法）

（居庭）

（見ヒヒレ物語ノ内ニアルベシ）

物の哀も。（玉カロラノ）ひとしなのやまにつれなくて（源氏ノ任想ニ玉ヲモシラヌ白スルナリ）
ふる雪をあはれ。いざさそなはれ。（玉葛ノ信近ノ）
つきくさをと。（玉）
ものゝさとびもかなづゝ（物語ニヲヽズトモ）
ぬべうれ。この花（源ノ玉ヲ）
つゝたにや物ぼうをよ」

名家

名告也　五位ヲ名ヲツクルライフノルハ上下ニ物ヲ告ライフ古俗ニ名ヲアトア
カクハ今俗ノヤリ字ナリ

ゆ玉ぎ上ノ式　世ヲ世ヲ世ヲ世ヲ

○ゆるぎのこと

河内ノ国ノ国ノ国

[illegible]

河 日月流遷歳不我與 詩 日月逝矣歳不我與 論語

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 住吉の神

早蕨 全 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

壹の初穂トテ佛ニ供奉シタルヲ奉ルヒ也 壹田風平家初穂者 熊野高知 能登 駿河 三代実録 [illegible] 仍所鋳作之早穂二十文 [illegible] 俗ニ万物ヲ神仏ニ奉ルヲイフ 夫ヨリ ウツリテノ君ニ奉ルヲモイフ

中 新穀ヲ神ニ奉ルヨリ起レル詞也 供奉ノ二字万葉ニハ [illegible] ヨリ